

# 化学物質管理強調月間(2月) を初めて実施します

## ～月間のスローガンを決定～

金賞

正しく理解 正しく管理

銀賞

化学物質と向き合おう

危険知り 管理を徹底化学物質

銅賞

みんなで守れ安心職場

目に見えないからこそ実施しよう

化学物質のリスクアセスメント

化学物質に潜む危険 知って対策

慣れた作業も総点検

厚生労働省では、令和7年2月1日から2月28日までの1か月間、

「化学物質管理強調月間」を実施します。

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われていています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、本年4月から施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、毎年2月に実施することとしており、今年度が初めてとなります。

化学物質管理強調月間のスローガンを定め、裏面の実施要綱(抜粋)に基づき、化学物質管理強調月間を実施します。

佐賀労働局 労働基準監督署



# 令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱（抜粋）

## 1 趣旨

## 2 期間

## 3 実施体制

(1)主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2)協力連携者 経済産業省、環境省

(3)協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4)協力者 関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5)実施者 各事業者

## 4 実施事項

(1)主唱者・協力連携者・協賛者

### (2)実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認

b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

- ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
- ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

# 佐賀労働局 労働基準監督署

